

平成26年度

## 第3回佐久市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 平成26年9月19日（金） 午後1時30分～午後3時00分

場 所 佐久役所保健センター 2階 集団指導室

出席委員 14名  
公益を代表する委員 2名  
保険医等を代表する委員 5名  
被保険者を代表する委員 5名  
被用者保険等の保険者を代表する委員 2名

欠席委員 6名  
事務局 7名

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名  
多田委員、中沢委員
- 4 協議事項

(1) 改正税率（案）について

資料に基づき説明する前に、佐久市議会 9 月定例会における国保会計に関する状況等（一般質問へ回答した市の考え、国保税引き上げを行わないことを求める陳情が提出されていることなど）を説明。

その後、資料に基づき事務局より説明（1 ページ～2 ページ）

(会 長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がございました。資産割の設定と前回事務局から示された税率案、①から③に対して委員の皆さんからご意見等ありましたらお出してください。

<意見なし>

(会 長)

特にご意見等が無いようですので、それでは私から発言をさせていただきます。

先ほどの説明の中で、委員の皆さんから改正税率案に関する意見や質問等が特に寄せられなかったことの説明が事務局からありましたが、私は事務局からその旨、事前に報告を受けていました。その際に私から税率案①については、低所得者世帯に大きな負担がかかるということで代わりに税率案②と税率案③の中間案を検討できないかお願いしてありました。

それを受けて事務局では、本日の資料を整えてくれたと思いますが、事務局いかがですか。

(事務局)

はい、会長さんからのご依頼を受けまして事務局で作成をしましたものが、今回の資料の 3 ページ以降ということになります。

ただ、これにつきましてはまずは税率案①をどうするかという事で会長さんからお話がありました。税率案①の扱いをお決めいただいてから、後程ご協議をしていただければと考えております。

前回提示しました税率案①ですが、別冊の 8 月 20 日運営協議会資料の

2 ページをご覧くださいと思います。

2 ページは、介護ありの場合。黄色で色づけした部分、ほかの②案③案に比べまして税率案①の増加額、伸び率ともに大きくなっているということをお示ししているものでございます。ご覧いただきますとおり、介護ありでは少人数の世帯1人ですとか2人の場合には、33万円以下の階層で、また3人以上になりますとおおむね82万円以下の階層で税率案①がほかの2案に比べまして増加額伸び率ともに大きくなっているということがご覧いただけるかと思えます。

続きまして3ページをご覧くださいと思います。これは介護なしという介護分が賦課されていない世帯の一覧表になりますが、人数が多くなるにつれて、82万円から168万円の階層で、税率案①が増加額伸び率とともに大きくなっている状況でございます。

従いまして、低所得の階層に配慮するという事であれば、税率案①につきましては、協議の場から外していただいた方がよいのではないかと事務局といたしましても会長と同様の意見でございます。

先ほどご説明しました資産割の関係については、特にご意見等はありませんでしたが、事務局といたしましては、先ほどご説明をさせていただきましたように、資産割の部分を引き上げますと、低所得者の階層の影響が大きいという事で原則据え置きとすることが適当ではないかなと考えております。以上でございます。

(会長)

ただいま事務局からの説明を受けて、ご意見質問等ありましたらお出しください。

(委員)

まず聞きたいのは、前回の会議で平成27年度、平成28年度に、国保税で不足が見込まれる金額が年間約3億円という事でした。今日見せていただいた資料はその3億円を埋める為という必要性で設定されていると考えてよろしいのでしょうか。

(事務局)

おっしゃるとおり、その3億円を最低限確保するという事で、前回委員さんからご発言いただきました資産割を変えたらどうなるのか、ということでもまず税率案②の(2)(3)につきましては資産割の税率を高めを設定しています。

1ページをご覧くださいますと税率案②(2)の右側の表の下の二重線の中ですが、調定見込額これが左側、それと右側に調定増収見込額③と書いてあります。③の3億2,890万円に見込の収納率93%をかけますと、

3億590万円という数字があります。またその下の所でも増収見込額は、3億1,030万円という数字ということで3億円を確保するという設定にしていることがお分かりいただけると思います。以上です。

(委員)

もう一つは、会長がおっしゃったように、低所得者といいますか、所得金額の低い方の階層の値上げをできるだけ抑えるという基本的な考えが市にあるとすれば、この税率案①というのは、33万の層で伸び率が25%になってしまうということで①はやはりちょっと採択するのは良くないのではと考えますけど、応分負担という点で言うと、所得に対してどの程度上がるか均等になるような感じで解決するのがいいのではないのかなというのが私の考えです。

(事務局)

税率案につきまして今、委員さんからできるだけ低所得者に配慮を、ということで①については外したほうがいいのではというご意見をいただきました。

その所得に対する増加の割合を考えるべきということにつきましては、資料の3ページ以降で、税率案を検討いただく際にご覧いただければと思います。

(会長)

他にご意見等ありますか。

<他に意見なし>

(会長)

他にご意見等が無いようですので、税率案①は検討の対象から外し、今後の協議は税率案②と税率案③を基本に検討するというところでよろしいでしょうか。

(事務局)

合わせて資産割につきまして、原則据え置きということでよろしいかどうかという事もお諮りいただければと思います。

(会長)

それでは資産割につきましては原則据え置きとすること、そして税率案②と案③を基本に今後検討するというところでよろしいでしょうか。

よろしければ拍手にて承認をお願いいたします。

<拍手>

(会長)

ありがとうございました。ご承認いただけましたので、協議会としては、税率案②と税率案③を基本に検討することとします。

それでは、これにつきまして事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料に基づき説明（3ページから）

(会 長)

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。

これにつきましてご意見ご質問等ありましたらお出してください。

(委 員)

現行の33万円というのは、所得が33万円以下ということでしょうか。

(事務局)

税率の計算をするには、いずれかの状況を例として計算せざるを得ないものですから、例えば、1人世帯介護ありの場合のところをご覧くださいますと、33万円で税率案②につきましては4,100円増加するということになります。この33万円というのは所得金額になりますので基礎控除の33万円を差し引きますので、課税額は0円になります。

ただいま申し上げましたように、所得からの基礎控除は33万円ですので、所得金額が0円から33万円までの方で同じ条件の場合は、増加額は同じく4,100円となります。従いまして、33万円以下とお考えいただいても良いと思います。

(委 員)

例えばですね、所得が全くない人でも4人世帯で介護2人の場合4万5千円とかお支払しているのでしょうか。

(事務局)

所得がない場合でも、均等割と平等割、また固定資産税が課税されている場合には資産割があります。今回、資産割につきましては、国保加入者の固定資産税額平均額4万9千円を用いて計算したものが、例えば4人世帯で介護2人の場合、現行額で33万円以下の所得の世帯では4万5千円お支払をいただいている状況です。それに、赤・青・緑の部分が今回の税率改正でプラスされて、27年度以降の税額となる見込みでございます。

(委 員)

所得がない人は貯金を削るなどをしてお支払いしているのでしょうか。

(事務局)

33万円は所得ですので収入にしますと別冊の2ページをご覧くださいと思いますが、所得金額33万円の場合ですと、給与収入に直しますと98万円ということで全く収入がないといえるわけではありません。

納税に関しましては、納税相談などをする中で、分割での納付といった方法もありますし、推測になりますが収入が無い方は貯金などを崩して、

納めていただいている状況もあるかもしれません。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

この大きなグラフを見ますと、一番感じるのは国保加入の世帯で圧倒的に33万円以下というところの世帯数がたくさんを占めているということだと思いますが、そこに一番配慮して改正するか比較的高所得といいますかそちらの層にも配慮して税率案を決めるかということになると思うのですが、この大きなグラフのたとえば2番の4人世帯介護2人の場合、これを見ると赤の線の税率案の②ですね。これが一番低いところにきていて青の③が一番高いところになっていますね。

これがすなわち、いわゆる低所得者層に配慮しているという風にとらえて良いということですよ。

(事務局)

はい。そうです。

(委員)

ちょっと気になるのは、金額の幅で500万を超える赤の場合は非常に山が大きくなってしまって、負担が大きいのではないのかなというふうに考えますが、世帯数は少ないのですがこの辺の保険料の公平性の問題がちょっと気になるのですが。

それで先ほどもこの領域の方々は収入が多いので、収入に対する保険税の割合というのでは、さっき大体同じくらいという説明で、赤の場合でも、そのように解釈してよろしいでしょうか。

(事務局)

ただいまご質問いただいた内容は先ほど説明の中で若干申し上げましたが、所得に対します増加額の割合を申しあげますと、4人世帯介護2人の場合ですと平均すると2.6～2.7%ぐらいになり、あまり格差は無いと言えるのではないかと思います。ただし、限度額に達している世帯については、法律で決められており、どうしようもないわけですが、それ以外のところでは、4人世帯介護2人の場合でも33万円の階層では赤のところでも2.7%、それと600万円のところでも2.7%、700万円になりますと1.8%となっております。グラフでは確かに大きく増加している部分もありますが、所得に対する増加額の比率等を見ますと、税率案②が低所得者層に配慮し、また増加の幅についてもある程度公平性が確保されていると考えております。

(委員)

わかりました。私は税率案②が良いと思います。

(会 長)

他にございますか？

<他に意見なし>

(会 長)

他にご意見等無いようですので、税率案につきましては、資料の名称で申し上げますと、税率案②修正、を承認するという事でよろしいでしょうか。

よろしければ拍手をお願いします。

< 拍手 >

(会 長)

ありがとうございました。

ご承認いただきましたので、当協議会では税率案②修正を基本に答申案とすることにします。

それでは改正税率案については以上とさせていただきますが、続きまして(2)その他について何かありますか。

(事務局)

それでは私から今後のスケジュールという事で、お願い等をさせていただきますと思います。

本日の協議によりまして、協議会では税率案②修正ということで答申案という方向付けをしていただきましてありがとうございました。

答申の前にこの税率案等につきまして国保の加入者、あるいは市民の皆さんに状況をお知らせさせていただきたいと考えております。

このため、今回の協議会までの間に市のホームページにこの改正案等を掲載させていただきまして、協議会で検討をしている中間報告という事で、ご意見をお聞きする事務作業を進めさせていただきたいと考えております。

あまり長い期間は取れないということと、急なことでございますので、広報紙等には掲載することができませんが、ホームページだけの意見集約と申しますか、中間報告という事になりますが委員の皆様にはご承知していただくということでお願いをしたいと思います。

また、次回までにいただいた意見等に対する市の考えを含めまして、最終的な改正税率の答申案の原案を作成させていただきたいと考えております。

それに基づきまして、今回の会議では答申案をご審議していただくということでお願いしたいと思います。

それと、ホームページで掲載する資料等でございますが、基本は本日ご覧いただいている資料ということになりますがホームページでご覧いただくさらにわかりやすい資料ということにさせていただいて掲載をしたいと思います。協議会でご了解をいただくには、時間がございませんので、

内容等につきましては会長に一任をしていただくようお願いしたいと考えております。

また、次回の会議の日程でございますが、10月20日月曜日でございますが午後1時半から佐久消防署講堂、隣の前回の会議の場所になりますが、そちらで開催する予定としております。

改めて通知をさせていただきますが、ご多忙のところ大変恐縮でございますけれども、ご予約に入れておいていただくようお願いしたいと思っております。事務局からは以上です。

(会 長)

これについてご意見ご質問等ございましたら、お出してください。

<意見なし>

(会 長)

特に意見等が無いようですので、税率案については市のホームページで中間報告することと、その際の資料については私に一任していただくという事によろしいでしょうか。

<拍手>

(会 長)

承認していただきましたので、よろしくお願ひします。

また、次回改定の答申案の検討をしていただくこととします。

委員の皆さんから何かございますか。全体的なことでも

はい、どうぞ。

(委 員)

これは2年間だけなのですけれども、そのあと広域になるお話ですけれども、そうなった場合、保険料って上がるのでしょうか。見込みで結構です。

(事務局)

平成29年度の国保運営の広域化に向けて保険料をどうするかという事につきましては、現在国で検討している最中ですが、現時点では、どういう方式になるかまだ確定はしていません。

例えば、全県一律になるのか、それともそれぞれの市町村の医療費等の状況を踏まえる中で、県で決めた算定方式の枠組みにより各市町村が割り当てられた必要な国保税を確保できる税率を決めるという方法になる可能性もあります。県で決める算定方式の枠組みとは、佐久市は4方式を使っていますが、資産割を無くす方式とするか、あるいは後期高齢者医療の保険料の算定のように所得割と均等割だけにするかなどです。

従いまして、方向性もわからない中で佐久市の保険税がどうなるか今の段階では申し上げることはできないとご理解いただきたいと思います。



(会 長)

他にありませんか？

(委 員)

国保税の長野県全体の平均よりも佐久市の割合が全体として低ければ、もっと上がる可能性があるのですよね。その辺はどうなっているのですか？

(事務局)

今現在ですと、佐久市の税率は低くなっています。

ただ、この案で税率を改正した場合、県内19市で比較しますと、他の市がこれからどういう動きをされるかとわかりませんが、1人当たりの調定額は6位ということになります。今後他の市が改正すればまた低くなってくる可能性はあります。今後、広域化に向けた税率設定の方法により佐久市としてどうしなければならないか判断することになると思います。必ずしも、平均より高いから税率を下げるあるいは、低いから上げなければならないということではないと思います。

(会 長)

他にないかありますか。

<他に意見なし>

(会 長)

他にないようですので、以上をもちまして議事を終了とさせていただきます。次に(5)その他ですが、事務局何かありますか。

(事務局)

10月27日に茅野市で研修会がございます。出席ご連絡いただいた皆様にはまた後日連絡の文書を送らせていただきますが、よろしく願いいたします。

また、議事録の署名をお二方の委員さんをお願いいたしましたが、出来上がりましたところで全員の委員さんの方にお送りさせていただいて意見等集約させていただいた後に署名捺印をいただきに伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

(会 長)

ただいま研修会等についてもお話がありましたのでまたご参加をお願いしたいと思います。

委員の皆様からは、その他よろしいでしょうか？

特に無いようですので本日の日程はすべて終了しました。

皆様のご協力によりスムーズな議事進行できました。ありがとうございました。

それでは進行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

大変お忙しい中、慎重にかつ重大な案件についてご審議いただきましてありがとうございます。冒頭でも申し上げましたが、佐久市議会、あるいは市民の中でも大変関心があることでございまして、先ほど事務局が申し上げましたが、ホームページでこういう状況です、ということを経済報告申し上げますと、また何か意見等出てくると思います。

そういう過程を経ながら、より国保の財政が安定的に少なくともこの2年間できるよう、税率の改正が進められることを願っています。

もう一回最終的な改正案を検討していただく機会が同じようにございますが、またその間にご意見等ございましたら、事務局に何なりとお寄せいただきたいと思っております。

本日は大変お忙しいところありがとうございました。

## 5 閉会

議事録署名委員

議事録抄本には議事録署名委員の署名・押印をいただいております。